

平成24年（行ウ）第15号 東海第二原子力発電所運転差止等請求事件  
原告 大石光伸 外235名  
被告 日本原子力発電株式会社

## 準備書面（78） （求釈明）

2019（令和元）年7月9日

水戸地方裁判所民事第2部 御 中

原告ら訴訟代理人弁護士 河 合 弘 之 外

### 第1 はじめに

原告らは、準備書面（64）について改正された原子炉等規制法による安全基準の下でも、シビアアクシデント対策に係る規定が不備であること、また、被告が、シビアアクシデント対策として検討対象とすべき事故シーケンスを、原発の安全性の基本的考え方に反して恣意的に排除して検討していないこと、このため、東海第二原発の運転によって原告らの人格権が侵害される具体的危険があるので運転は差し止められるべきであること、などを主張した。

しかし、これに対する被告の認否反論がない。特に争わないというのであれば、この考え方に基づいていない被告の安全確保策は不十分であるということになるが、準備書面（64）で主張した中でも、以下は、原発の安全性の考え方の基本となるものであり、被告は速やかに認否反論をすべきである。なお、仮に否認するところがある場合は、その根拠を示していただきたい。

### 第2 認否を求める事項

- 1 福島第一原発事故を踏まえたシビアアクシデント対策の考え方の基本となるものは、①想定を超えることは起こり得ること、②設計上の想定を超える内的要因（共通原因故障等）や設計上の想定を超える外的要因（巨大な地震、津波等）によって、第3の防護レベルまでの防護策の機能が著しく損なわれる場合を想定すること、③発生確率はごく低いものの発生した場合の影

響が大きい事象について取り扱う必要があること、④シビアアクシデントの発生の防止、影響緩和の有効性が最新の科学的知見に照らして評価されること（準備書面（64）4，5頁。以下，頁数は準備書面（64）のもの）

2 現行のシビアアクシデント対策が、福島第一原発事故のような事故を二度と起こさないものとなっているか否かの評価が常になされる必要がある。

なお、福島第一原発事故が起こり得る最大の事故ではないのであるから、それ以上の深刻な事故発生の可能性も考えて安全確保策について考える必要がある（5頁）。

3 「軽水型原子力発電所における『アクシデントマネジメント整備後確率論的安全評価』に関する評価報告書（平成16年10月 原子力安全・保安院）」（甲C52）における福島第一原発に関する評価結果は、アクシデントマネジメント整備後の福島第一原発1号炉の炉心損傷頻度は $3.1 \times 10^{-7}$ ／炉年、格納容器破損頻度は $1.0 \times 10^{-8}$ ／炉年であり、同原発2号炉の炉心損傷頻度は $1.6 \times 10^{-7}$ ／炉年、格納容器破損頻度は $1.2 \times 10^{-8}$ ／炉年であった。

ところが、その7年後に福島第一原発事故で炉心損傷、格納容器破損が起こった。福島第一原発1号炉の運転開始は1971年3月、2号炉の運転開始は1974年7月であるから、それぞれ40炉年、37炉年で炉心損傷、格納容器破損を起こしている。確率論的リスク評価が信頼性を欠いていることを客観的事実として示しているのである。

明らかに間違った結論を示した上記評価報告書について、外部事象を考慮した場合にはどうなるかについて、検証は全くなされていない。これは、原発の安全性についての重大な説明責任の未履行である（7頁）。

4 発生頻度と被害の大きさの相関図、すなわちリスクマトリックスは、視覚を介して両者の大まかな関係を説明するにとどまるものであり、この相関図をもとにして、発生頻度が小さいことをもって原発の安全性が確認された、と説明することはできない（8頁）。

5 佐藤一男元原子力安全委員会委員長が、確率論的リスク評価の適用限界を指し示している（8頁）。

原子力規制委員会の更田委員長は、平成30年5月9日、以下のように確率論的リスク評価の不確実性、不完全性について明言している。個別のプラントのリスクが確率と被害の積でリスクで表現できて、それが原子力規制委員会が定めた目標と比較して個々のプラントを見ていける全くそんな技術水準にあるわけではない。不確実性だけでなく、不完全性の方がより大きな問題で、全てのリスクを網羅した評価になっていない（9頁）。

6 確率的リスク評価が使用できる範囲は、原発における設備・機器の重要

度を探す程度に留まる（10頁）。確率論的リスク評価は、重大事故シーケンスを選別して、一定の頻度以下なら考慮する必要はないという結論を導くために使用してはならない。

7 発生確率はごく低いものの、発生した場合の影響が大きい事象について取り扱う必要があり、これに対するシビアアクシデントの発生の防止、影響緩和の有効性が最新の科学的知見に照らして評価される必要がある（14頁）

8 ある機能が絶対的に働くと考えたり、想定する事象の進展過程とおりに事象は進展すると考えることは、安全性の考え方の基本に反するものである（14頁）。

9 被告日本原電が「直流電源喪失+原子炉停止失敗、交流電源喪失+原子炉停止失敗」を事故シーケンスから除外する考え方は、①想定を超えることは起こり得ること、②設計上の想定を超える内的要因（共通原因故障等）や設計上の想定を超える外的要因（巨大な地震、津波等）によって、第3の防護レベルまでの防護策の機能が著しく損なわれる場合を想定すること、③発生確率はごく低いものの発生した場合の影響が大きい事象について取り扱う必要があること、のいずれをも無視する考えである（16頁）。

10 年超過確率は、確率論的リスク評価と同様の問題があり、一定の年超過確率より小さい自然現象を検討対象から除外できるほどの信頼性はない。

したがって、設置許可基準規則の下では、以下のとおり、年超過確率はあくまでも参考資料とするものとしている（20頁）。

### 第3 最後に

繰り返しになるが、被告は、責任ある原子力事業者として速やかに認否反論をし、原発の安全性に対する自らの考えを明らかにすべきである。

仮にそれを明らかにしないのであれば、なぜ明らかにできないのか、その理由を明確にされたい。

以上